

2026年9月25日

各位

いわき信用組合
理事長 金 成 茂

2026年3月期における特別経営強化計画の履行状況について

当信用組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、2026年3月期の特別経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

当信用組合は、一連の不祥事件への反省を踏まえ、経営管理態勢・法令等遵守態勢の強化、企業風土改革、反社会的勢力遮断への取組みを徹底し、役職員一丸となって組合員並びにお客様、地域の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

また今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

記

1. 実施体制の整備

(1) 営業体制の充実と復興・創生支援にかかる態勢強化

- ① 職員個々の営業力強化は不可欠であるため、通常業務におけるOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を定期的に開催するなどして職員の育成・教育に努めております。
- ② 機動的な営業態勢を維持しながら、様々な外部機関との連携を活かした事業者支援やお客様個々の実情に即した課題解決に資する特徴的な金融仲介の実践を推し進め、中小規模の事業者に対する資金供給の円滑化、創業・新事業支援、成長支援、事業再生・事業承継支援等、企業のライフサイクルに応じた支援を一通貫で行える態勢の強化に取り組んでおります。
- ③ 長期に及んだコロナ禍の影響により、サービス提供の非対面化が進むなか、制限される対面機会を有効的に活かし、顧客利便性を損なうことなく、架電を活用した金融サービス情報の提供・集積により、営業担当者と内部担当者がペアとなり情報を共有する「スマート営業」の導入により、更なる営業力強化に取り組んでおります。

(2) 相談体制の強化

- ① 各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、専門家による常設の相談対応を活用する等、相談機能の充実を図っております。2026年4月からは福島県よろず支援拠点小名浜サテライトを開設し、毎月第2金曜日に当信用組合本部1階で相談対応を実施しております。
- ② お取引先の復興・再生に係る相談対応に加え、相次ぐ自然災害を含む予期せぬ事態の影響を受けているお取引先の業況悪化に伴い懸念される廃業・倒産への予防対応や事業承継への対応を強化する一方、創業を志す方やお取引先の新規事業・事業再構築に向けた取組み等の支援強化に向け、より具体的・実践的なアドバイスを行ってまいります。

2. 具体的な取組み

(1) 外部専門家によるコンサルティングの実施（2025年度）

- ① 外部専門家によるコンサルティング実績・・・62回（14先）
- ② 創業・新事業融資実績・・・13件/52百万円
- ③ 「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等の補助金に係るつなぎ資金等の融資実績・・・8件/41百万円

(2) 被災者への信用供与等の状況（2026年3月末現在）

- ① 被災者向けの新規融資実績 245先/ 49,753百万円
- ② 貸付条件の変更実績 279先/ 23,872百万円

(3) お取引先の事業再生・新規創業等に向けての対応

- ① 融資条件の弾力化及び積極的な融資対応
【東日本大震災以降の条件変更対応状況】（2026年3月末現在）
 - ・事業資金・・・1,264先/209,694百万円
 - ・住宅ローン・・・183先/3,714百万円
 - 合計・・・1,447先/213,408百万円
- ② お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の専門家と協働して対応しているほか、様々な外部機関との連携による知見の活用を図り、債権売却を含めた事業再生支援を実施しています。
 - 「福島産業復興機構」…4先について支援決定済又は買取済
 - 「東日本大震災事業者再生支援機構」…9先について支援決定済又は買取済
 - 「個人版私的整理ガイドライン」…3件について弁済計画案が成立
- ③ お客様の事業承継へのサポートとして、中小企業庁の「事業承継診断書」を用いた実態調査を実施し、常設の専門家相談をはじめ、M&Aのマッチングを行う公的機関や民間企業など、様々な外部機関と連携を図り、それぞれの実情に合わせた個別具体的な支援を行っております。

- ④ 創業・新事業を志す方々の発掘・育成ならびに起業家輩出により地域経済活性化に資する目的で、2013年から「いわしん創業塾」を開講し、セミナー等を実施しております。また、2017年からは、いわき市と連携し「磐城国地域振興・創業塾」を開催するなど、創業者への支援拡充に努めております。

(4) お取引先の販路拡大に向けての対応

- ① 取引先の経営者交流会である「うるしの実クラブ」について、ビジネスマッチング交流会を開催しているほか、会員同士の情報交換を目的とした交流会も定期的に開催しております。また、地域企業の人材不足、人手不足の課題解決に向け「人材マッチング交流会」を開催しております。
- ② 全国信用協同組合連合会が運営するクラウドファンディングサイト「MOTTAINAI みらい」を活用し、コロナ禍により売上減少を余儀なくされている事業者の商品を全国に発信するなど、信用組合業界のネットワークを通じ、お取引先の販路開拓を支援しております。

(5) 地域における経済の活性化に資する取組み

- ① いわき市及び広野町において策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の立案から実施段階において、地域金融機関の立場から創業支援や地方創生に資する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化を核に幅広く地域振興に協働していくネットワークを構築しております。
- ② いわき市との共催で、首都圏在住の新現役人材や大手企業現役世代の副業人材、さらに市内で障害者雇用に取り組む就労支援事業者や外国人技能実習生等と、地域で人材不足等の経営課題を抱える事業者とのマッチングを目的とした「ダイバーシティ人材のマッチング交流会」の開催に取り組んでおります。
- ③ ポストコロナを見据え、地域の中小企業診断士事務所や社会保険労務士法人等とともに浜通り全体の中小企業・小規模事業者の面的支援の実行・実践のため、中小企業庁認定の事業者支援連携体「磐城国地域振興プラットフォーム」を設立しました。

(6) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

当信用組合では、一連の不祥事件を踏まえ、2025年6月に経営陣の刷新と理事定数の見直し（理事定数8以上11名以内から6以上9名以内に変更）を実施いたしました。

これまでの経営トップによるトップダウン体制が再び構築されることを防止するため、業務運営に係る重要事案は、執行部、常勤監事、執行役員、本部部長が出席する常務会で報告・審議のうえ、理事会に上程する態勢を厳守しております。常務会では、執行役員や本部部長にも自由闊達に意見してもらう等、より深度のある議論を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に上程することを徹底しております。

(7) 不祥事件等を防ぐための全組合的な法令等遵守態勢の確立に向けた方針

- ① 当信用組合の内部通報・相談窓口については、コンプライアンス統括部担当役員（全信組連出身の常勤理事）を新たに任命したほか、全信中協が設置している信用組合役職員向けの公益通報等相談窓口の利用も周知し、役職員がより安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制を構築いたしました。
- ② 旧経営陣における異常な上意下達文化の根絶、役職員の心理的安全性確保、風通しの良い職場環境の構築に努めております。こうした取り組みにより、役職員が安心してお客様本位の業務運営を行うことで、地域金融機関として求められる金融仲介機能を十分に果たしてまいります。

(8) 反社会的勢力等の排除に対する今後の方針

- ① 当信用組合は、反社会的勢力との取引遮断にあたり、警察当局、暴力追放運動推進センターおよび企業防衛対策協議会などの外部機関をはじめ、民事介入暴力対策に対応する法律事務所と契約し、弁護士と緊密に連携して取引解消を進めております。
- ② 反社会的勢力の遮断への取り組み状況につきましては、当信用組合のホームページに随時公表し、組合員並びにお客様、地域の皆様などに広く発信しております。

※ 実施状況の詳細については、別紙「特別経営強化計画の履行状況報告書」（2026年6月）をご覧ください。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 TEL：0246（92）4111

特別経営強化計画の 履行状況報告書

2026 年 6 月

いわき信用組合

目 次

第1 2026年3月期決算の概要	1
(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制	1
① 経営環境	1
② 震災復興への取組み体制	2
(2) 決算の概要	3
① 資産・負債の状況	3
② 損益の状況	4
③ 自己資本比率の状況	5
第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況	5
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	5
① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組み姿勢	5
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	5
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	5
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	8
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	9
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策	10
① 被災者への信用供与の状況	10
② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策	10
③ 地方創生に資する地方公共団体並びに外部機関との連携	13
④ 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」への参加	13
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	14
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	14
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化のための方策	15
③ 早期の事業再生に資する方策	15
④ 事業承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	16

第3 全信組連による優先出資の引受にかかる事項	16
第4 収益の見通し	17
第5 剰余金の処分の方針	18
第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策の進捗状況	19
(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針	19
① ガバナンス態勢	19
② 内部監査	21
③ 強化計画の進捗管理	23
(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針	23
① 内部監査体制	23
② 外部監査体制	24
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種の リスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針	24
① 信用リスク管理	24
② 市場リスク管理	25
③ 流動性リスク管理	25
④ オペレーショナル・リスク管理	26
⑤ 情報開示の充実	26
(4) 不祥事件等を防ぐための全組合的な法令等遵守態勢の確立に向けた方針	27
① 理事長による経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの定期的発信	27
② コンプライアンス推進態勢の強化	27
③ コンプライアンスプログラム、反社会的勢力対応に関連する規程等の見直し	27
④ 全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）	27
⑤ 役職員が不祥事件等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築	28
⑥ 企業風土の再構築	28
(5) 反社会的勢力等の排除に対する今後の方針	29
① 反社会的勢力等との取引解消	29
② 反社会的勢力等との取引の未然防止	29
③ 取組み状況の発信	30
(6) 資本参加制度の趣旨を踏まえた公的資金の有効活用に対する今後の方針	30

第1 2026年3月期決算の概要

(1) 経営環境及び震災復興への取組み体制

① 経営環境

当信用組合の主たる営業基盤であるいわき市は、福島県の東南端、東は太平洋に面し、重点港湾指定を受けた福島県最大の小名浜港を始めとする11か所の港を有しており、漁業・海産物加工業が盛んな地域です。また、年間を通して寒暖の差が少なく、東北地方の中では年間日照時間が最も長く、1日の平均気温が最も高い温暖な気候と国宝 白水阿弥陀堂、塩屋崎灯台等歴史的建造物、スパリゾートハワイアンズ、アクアマリンふくしま等の観光施設などの多彩な資源を活かした観光都市となっています。

域内人口動向につきましては、原発事故の影響により避難を強いられている方々の定着に加え、廃炉対応や復興整備事業の長期滞在従事者を含め居住人口並びに世帯数は増加推移にありましたが、原災地域の環境整備の進捗に伴う帰還者の増加や震災以降少数推移にあった転出者数も復興の進展とともに増加したことに伴い、2016年をピークに減少推移に転じ、実質人口は震災前を割込んでいます。また、いわき市を含む福島県浜通り地域につきましては、2050年には域内人口が約30%減少すると推計されております（国立社会保障・人口問題研究所の推計）。

【いわき市内の人口動向】

※2020年10月国勢調査結果に基づく推計人口

区分 / 年次	2011年3月 (震災前)	2016年3月	2020年3月	2021年3月	※ 2022年3月
実質人口	341,402人	348,445人	339,089人	331,813人	328,087人

区分 / 年次	※ 2023年3月	※ 2024年3月	※ 2025年3月	※ 2026年3月
実質人口	323,925人	319,830人	316,058人	311,917人

昨今の経済状況は、長期に及んだコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等による資源価格の上昇、米国の相互関税導入による輸出産業の収益性低下等、全産業への多岐にわたる影響から、物価上昇によるインフレ圧力が高まっています。そうした中、個人消費も物価上昇の影響を受けて伸び悩んでおります。尚、公共工事など一部の産業は堅調となっており、企業の倒産件数は増加傾向にありましたが、今期は減少に転じております。

震災後、大幅な回復基調を示してきた個人消費、建設等の需要動向においては、コロナ禍前への回復基調が強まっていますが、度重なる自然災害や資源価格上昇と食料品等の高騰による物価上昇等の影響が経済活動の不確実性を高め

ています。なお、いわき市における大型小売店等販売額、自動車新規登録台数は前年を上回ったものの、新設住宅着工戸数は前年を下回っており、同地域における景気ウォッチャー調査でも、先行きD I が全分野（家計、企業、雇用）で 50 ポイントを割り込む状況が続いております。

【いわき市の需要動向計数】

※いわき市産業振興部 産業創出課 発行 「TRAIL(トレイル)」より抜粋

区分 / 年次	2010 年 (震災前)	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
大型小売店等販売額	68,603 百万円	75,051 百万円	74,755 百万円	77,220 百万円	74,574 百万円	75,247 百万円
自動車新規登録台数	20,608 台	16,318 台	15,143 台	17,639 台	15,574 台	15,765 台
新設住宅着工戸数	1,712 戸	1,911 戸	1,973 戸	1,467 戸	1,250 戸	1,065 戸

② 震災復興への取組み体制

当地域は、他の地方都市と同様、企業の減少・少子高齢化等の課題を持ち合わせている一方で、廃炉にむけた関連企業等の進出に加え、これらがもたらす雇用創出等、地域活性化に繋がる期待もあります。

物流・観光の一大拠点である小名浜港湾にかかる整備事業を始め、復旧計画に基づく社会インフラの整備状況は順調に推移しており、通減傾向にあった稼働法人数も増加しております。他方、廃炉に向けた動きの中で、依然として、原発事故風評被害による先行きに対する不透明感から、漁業を始めとする第 1 次産業への影響は深刻な状況が続いております。

今もなお続いている原発事故を含めた震災の影響のみならず、2023 年の台風被害や長期に及んだコロナ禍の影響も重なり、昨今の経済環境の変化が及ぼす今後の影響も新たな懸念となっており、震災の影響だけを勘案することが困難な状況にあるものと考えております。

地域経済を取り巻く厳しい環境の中においても、相互扶助の理念のもと、信用組合として円滑かつ十分な金融仲介機能を発揮し、地域の復興・創生および経済活性化への支援に積極的に取り組んでいます。さらに、単なる資金繰り支援の継続にとどまらず、各営業店に相談窓口を設置し、資金繰り融資や既存融資の条件変更などの相談に対して、個々の実情に応じたきめ細かく迅速な対応を行っています。

このような状況下、当信用組合は地域経済の復興と活性化の役割を担いつつ、これまでの「特定震災特例経営強化計画」に掲げる各方策に取り組んだ結果、一

定の財務基盤の健全性が確保され、このたび、2026 年 1 月に金融機能強化法附則第 16 条 3 項に規定する「経営が改善した旨の認定」を受けるに至りました。

今後につきましては、「特別経営強化計画（2025 年 4 月～2030 年 3 月）」のもと、未だ復旧・復興の途上にある地域の中小零細企業者・個人の皆様を全力でお支えしつつ、公的資金の返済に向け着実に取り組んでまいります。

（２）決算の概要

① 資産・負債の状況

ア. 貸出金残高

貸出金残高（末残）は、2025 年 3 月末比 9,763 百万円減少の 112,051 百万円となりました。

当信用組合は、“お客様のお役に立つ、地域のお役に立つ信用組合”を行動規範として、中小規模企業及び個人事業主を主なる顧客として「人を見て、事業を見て融資する」というスタンスで融資の推進を図ってきました。今般の一連の不祥事件により地域の皆様には多大なるご心配・ご迷惑をお掛けしましたが、当信用組合を必要としている地域のお客様のためにも、以前のような金融仲介を幅広く訴求して、信頼回復を推し進め地域内シェアを高めていくことを基本戦略としております。

事業性資金は、今般の不祥事件の影響に加え、不芳事業者の債務整理等により、建設業・不動産業のほか幅広い業種で減少し、同比 7,007 百万円減少の 76,388 百万円となりました。

他方、個人向け資金においても、債務整理等により融資残高は減少しており、同比 2,198 百万円減少の 30,009 百万円となりました。

イ. 預金残高

預金残高（末残）は、2025 年 3 月末比 58,788 百万円減少の 135,062 百万円となりました。

一連の不祥事件の影響により、定期性預金を中心に減少が見られました。その後、第 2 四半期以降は減少幅が緩やかになるなど一定の落ち着きが見られたものの、全体としては減少基調で推移しました。

【資産・負債の推移】

（単位：百万円）

	2026/3 末 実 績			2025/ 9 末 実 績	2025/ 3 末 実 績
		2025/ 9 末比	2025/ 3 末比		
資産	225,736	△13,910	△18,706	239,647	244,443
うち貸出金	112,051	△4,346	△9,763	116,397	121,814

	うち有価証券	42,684	△3,927	△4,766	46,611	47,450
負債		212,106	△7,274	△12,261	219,380	224,368
	うち預金	135,062	△16,757	△58,788	151,820	193,851
	うち借入金	74,320	8,100	45,320	66,220	29,000

② 損益の状況

当期は、市場金利の上昇に伴う変動金利融資の利息収入の増加があったものの、一連の不祥事件の影響から積極的な事業支援及び融資推進を控えていたことから、貸出金末残・平残ともに前年を下回ったため、資金利益は前年同期比減少となりました。また、収支に影響を及ぼす市場金利動向が上昇局面へ振れている状況下、人件費等の経費減少のプラス要因もありましたが、収益の柱である貸出金利息や役務取引等収益の減少、預金利息の増加に加え借入金利息の大幅増加等のマイナス要因の影響から、コア業務純益は2025年3月末比675百万円減益の209百万円となりました。

経常利益は、上記のコア業務純益の要因に加え、反社会的勢力との取引遮断へ向けた取組みとして、一連の不祥事件により判明した反社関連債権の処理費用を含めた与信コスト増加を主因とした費用超過により、同比879百万円減益の△3,310百万円となりました。

当期純利益は、上記要因に加え不祥事件の調査費用や旧経営陣に対する民事訴訟費用等の特別損失を390百万円計上したことにより、同比895百万円減益の△3,652百万円となりました。

【損益状況の推移】

(単位：百万円)

	2026/3期		2025/3期 実績
	実績	前年同期比	
業務粗利益	2,063	△627	2,691
資金利益	2,051	△734	2,786
役務取引等利益	△9	△73	64
その他業務利益	21	181	△160
経費	1,853	△127	1,981
コア業務純益	209	△675	885
貸倒償却引当費用	3,487	343	3,144
一般貸倒引当金	117	△330	447
個別貸倒引当金	2,055	962	1,092
貸出金償却等	1,315	△287	1,603
経常利益	△3,310	△879	△2,430

特別損益	△337	△139	△198
当期純利益	△3,652	△895	△2,756

③ 自己資本比率の状況

自己資本については、一連の不幸事件による組合員脱退により普通出資金が減少するとともに、本年度決算においての大幅な赤字決算により内部留保が減少したことから、対前年同期比で減少となりました。一方、貸出金をはじめとした資産の減少によりリスクアセット額も減少したことから、単体自己資本比率は2025年3月末比3.55ポイント低下し14.85%となりました。

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

① 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取り組み姿勢

当信用組合では、地域での「つながり」、地域社会における人々の信頼関係や結びつきを『ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）』と定義づけ、これを基軸とすることで、それぞれのお客様に合った価値創造の提案や課題解決の提案などによる伴走型金融支援を積極的に進めております。また、十分かつ円滑な金融仲介機能を発揮していくことが、地域経済の復興と活性化には不可欠であり、独自性を発揮して様々な施策をスピーディーに実行し、多岐にわたる復興ニーズに対し、的確かつ迅速な対応に取り組んでまいりました。

今後は健全な業務運営の推進とともに、相互扶助を基本理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、本強化計画に基づいた施策に取り組み、地域への信用供与の円滑化を図り、東日本大震災からの復興のみならず、相次ぐ自然災害や予期せぬ感染症蔓延の影響を受けた地域経済の活性化に積極的取り組み、地元復興を推し進めてまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

当信用組合は、東日本大震災のみならず、相次ぐ自然災害や予期せぬ感染症

等の影響により多様化する地域経済の復興・活性化ニーズの課題解決に向けて、以下の支援態勢を基軸に円滑な資金供与と金融サービスの質の向上に取り組んでおります。

ア. 営業体制の充実と復興・創生支援にかかる態勢強化

当信用組合では、お取引先への円滑な信用供与と金融サービスの質の向上を進めるため、職員の適性に応じた定期的な人事異動による効率的な配置や支店長公募制度の導入・登用を通して営業店の強化を図り、取引先からの相談機能を充実させて金融支援を図ってまいりました。これにより、対話を旨とした協同組織金融機関としての特性を活かした「顔の見える」営業活動を実践することで、個々の実情に即したニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図ってまいりました。

他方、復興・創生支援にかかる専担部署の事業支援部を主体に営業店との連携による本業支援の取組みを進めており、専門家派遣によるコンサルティングの実施や課題解決のための各種情報の提供を通して支援施策を実施してまいりました。

本強化計画においては、東日本大震災のみならず、予期せぬ出来事が重なる時代にあって、営業店機能を活かす上で持続的な営業力の強化は不可欠であることから、通常業務においてのOJTのほか、与信関連部署による勉強会の実施や外部講師による実践訓練研修、内部講師による感動満足接客研修等を定期的に開催するなどして職員の育成・教育に努めております。また、機動的な営業態勢を維持しながら、様々な外部機関との連携を活かした事業者支援やお客さま個々の実情に即した課題解決に資する特徴的な金融仲介の実践を推し進め、中小規模の事業者に対する資金供給の円滑化、創業・新事業支援、成長支援、事業再生・事業承継支援等、企業のライフサイクルに応じた支援を一気通貫で行える態勢の強化に取り組んでおります。

イ. 相談体制の機能の強化

(A) 専門家によるコンサルティングの実施

当信用組合は、2008年度より中小企業が抱える経営課題解決に向けた国の支援事業に参画したことを機に、各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、相談機能の充実を図ってまいりました。

現在顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家による常設の相談対応のほか、オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会（よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、信用保証協会、

活性化協議会等)の専門家派遣を積極的に活用しております。

このうち、2026 年 4 月からは福島県よろず支援拠点小名浜サテライトを開設し、毎月第 2 金曜日に当信用組合本部 1 階で相談対応を実施しております。

今後も、東日本大震災の復興・再生に係る相談対応に加え、相次ぐ自然災害を含む予期せぬ事態の影響を受けているお取引先の業況悪化に伴い懸念される廃業・倒産への予防対応や事業承継への対応を強化する一方、創業を志す方やお取引先の新規事業・事業再構築に向けた取組み等の支援強化に向け、より具体的・実践的なアドバイスを行ってまいります。

【外部専門家によるコンサルティング実績等】 (3 月末時点)

外部専門家による コンサルティング実績		2024 年度	2025 年度
	創業・新事業に関する相談	13 回(3 先)	3 回(1 先)
	事業改善・再生に関する相談	63 回(15 先)	58 回(12 先)
	事業承継に関する相談	4 回(3 先)	1 回(1 先)
	補助金・助成金に関する相談	1 回(1 先)	一回(一先)
	計	81 回(22 先)	62 回(14 先)
内、外部機関と連携した 専門家派遣実績	福島県よろず支援拠点	7 回(1 先)	5 回(4 先)
	福島県事業承継・引継ぎ支援センター	1 回(1 先)	1 回(1 先)
	ふくしま地域 M&A センター	3 回(2 先)	一回(一先)
	計	11 回(4 先)	6 回(5 先)
創業・新事業融資実績		285 百万/ 30 件	52 百万円/ 13 件
「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等の補助 金に係るつなぎ資金等の融資実績		99 百万円/ 9 件	41 百万円/ 8 件

(B) 各種情報提供の実施

当信用組合は、お取引先事業者に対し、公的補助金等の有用・有益な情報をスピーディーに伝えるため、内部イントラネットによる営業店への周知並びに一斉ファックス送信システムや E メールを利用した経営者交流会「うるしの実クラブ」会員向けの情報提供サービスを引き続き継続的に行っております。

(C) 時間外営業相談業務の実施

当信用組合では、営業時間内に来店することが困難なお客様への対応として、全営業店において営業時間外であっても、事前の予約等があれば個別にお客様からの相談を受け付ける態勢としております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大期においては、一部営業店を会

場とした休日相談を実施するなどの機動的な対応を行いました。

このような営業時間外の相談受付により、平日営業時間内にご来店されることが困難なおお客様の多様な資金ニーズ・各種相談への対応を引き続き実施することで、お客様の利便性向上に取り組んでおります。

ウ．戦略的営業活動の展開

当信用組合は、相互扶助の精神と、『お客様の顔が見える』狭域高密度経営の実践として、「気持ちに寄添い気持ちにこたえる（ホスピタリティーの心）」をテーマにした感動接客を通じた対面訪問活動を基軸に、地域に根差した信用組合の特性を十分発揮した『親身で役に立つ金融機関』を体現しております。

長期に及んだコロナ禍の影響により、サービス提供の非対面化が進むなか、制限される対面機会を有効的に活かし、顧客利便性を損なうことなく、架電を活用した金融サービス情報の提供・集積により、営業担当者と内部担当者がペアとなり情報を共有する「スマート営業」の導入により、更なる営業力強化に取り組んでおります。

地域に暮らす方々は様々な事情を抱えて、それぞれに「豊かな暮らし」の実現を目指して生活しています。だからこそ、「お客様が望む価値の提供を目的に、お客様個々に行う、一律ではない課題解決型の提案営業」《Category Value Sales＝C V S（カテゴリー・バリュー・セールス）》を基本概念として確立し「当信用組合の営業地域に生活する人達全てに、暮らしに必要な金融サービスを提供するための営業方針」を掲げており、その取組みとして、職域サポートプラン「いわしん安心バリュー」を推進しております。なお、2026 年 3 月末現在、締結事業先数は 1,554 先、従業員へのローン実行実績は 1,368 件、2,017 百万円となりました。

事業先のみならず、そこで働く従業員、そして当信用組合が三位一体となり、相互信頼を構築することにより、新たな資金需要の創造を進めております。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

ア．常務会による検証

強化計画につきましては、諸施策への取組み状況を主管部署である総合企画部にて取りまとめるうえ常務会に報告し、その進捗状況を定期的に検証しております。

強化計画に掲げる施策への取組みが捗々しくない場合におきましては、常務会においてその要因を把握のうえ、所管部に対し改善策の検討・策定を指示することにより、強化計画の着実な履行を進めております。

また、一連の不祥事件にかかる再発防止に向け、コンプライアンス態勢の実効性確保等を図るために、業務改善計画に掲げる取組み施策の進捗状況についてもモニタリングするとともに、各役員や関係各部に対し、必要事項を指示することで、施策を迅速に実施しております。

イ. 理事会による検証

理事会へ定期的に報告することにより、非常勤理事（地元の事業者、公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）の意見を伺い、必要に応じてその後の取組みに反映することによって、地元の復興、経済活性化への取組みに活かしております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

ア. 担保・保証に過度に依存しない融資の促進

営業店での日常の業務活動における取引先事業者の業況把握や、財務・定性情報の集積による経営実態を踏まえた信用リスクの把握、事業の見通しや事業からのキャッシュフローを重視した融資審査の強化を進めております。

また、「経営者保証に関するガイドライン」に係る経営者保証改革プログラムの趣旨等を踏まえ、当ガイドラインの一層の活用を促す指導を行っており、融資案件毎に活用状況を確認するなど、担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでおります。

イ. 信用保証協会保証付き融資の推進

信用保証協会との意見交換会及び勉強会開催に積極的に取り組み、信用保証協会の保証を利用した低金利の制度融資の推進を図っております。

新型コロナウイルス対策特別資金、いわゆる「実質無利子・無担保融資」の返済は、予見されていたより早く進んでおります。他方、各種支援策の終了に伴い新たな資金需要も顕在化しており、事業者個々の実情に即した柔軟な融資相談を進めております。

ウ. 政府系金融機関との協調

政府系金融機関と協調した融資や代理貸付にも積極的に取り組み、創業支援及び事業承継支援分野において連携協定を締結する日本政策金融公庫との協調融資商品の利用を推進するとともに、今後も信用供与の方法について、一層の充実を図っております。

（３）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

震災からの復興が進む中で、被災事業者の経営基盤並びに個人の生活基盤に対する復興・復旧に係る信用供与は落ち着きをみせておりましたが、その後に繰り返し発生する自然災害等、予期せぬ環境変化によってその課題は多様化しており、引き続きお客さま個々の実情に即した信用供与に積極的に取り組んでまいります。

【被災者向けの新規融資の状況】

	新 規 融 資			
	2026 年 3 月末までの累計		(うち条件変更先に対する新規融資)	
	先 数	金 額	先 数	金 額
事業性資金	177 先	48,643 百万円	67 先	17,166 百万円
運転資金	122 先	31,719 百万円	56 先	7,760 百万円
設備資金	55 先	16,924 百万円	11 先	9,406 百万円
住宅ローン	68 先	1,110 百万円	—	—
合 計	245 先	49,753 百万円	67 先	17,166 百万円

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する施策

ア．相談機能の強化

当信用組合では、被災されたお客様からのご相談に適切に対応するため、全営業店に「融資に係るご相談窓口」を設置しております。

お客様からの相談内容、ニーズは多岐にわたることから、専門的な分野も含めお客様に適切に対応するため、融資部において、融資条件の弾力化や復興に向けた資金等にかかる相談内容を一元的に取りまとめ、債権管理部及び事業支援部が各営業店と連携し、的確かつ迅速な相談対応を行っております。

また、WEB相談を加えた相談機能の充実・営業力の強化により、震災からの復興のみならず、お客さま個々の実情に即した課題解決に資する特徴的な金融仲介の実践を推し進め、地域経済の活性化に積極的に取り組んでおります。

イ．融資条件の弾力化及び積極的な融資対応

当信用組合では、被災されたお取引先からの申し出を真摯に受け止め、元本の据置や金利引下げなど返済条件の変更等の柔軟な取扱いを行ってまいりました。

【東日本大震災以降の条件変更対応状況】（2026 年 3 月末基準）

		条件変更実行	うち、震災の影響による条件変更
事業資金	先数	1,264 先	211 先
	金額	209,694 百万円	23,044 百万円
住宅ローン	先数	183 先	68 先
	金額	3,714 百万円	828 百万円
合 計	先数	1,447 先	279 先
	金額	213,408 百万円	23,872 百万円

他方、営業活動を通じ被災されたお取引先の個別事情を把握し、外部機関と連携のうえ、お取引先の事業再生に向けた経営計画の策定支援や定期的なモニタリングを行い、事業再生を推進してまいりました。

今後も、対面ヒアリングを丁寧に行うことで、書面には表れないお客様個々の事情をくみ取った与信判断に努め、取引先個々の実態・事情に即した柔軟な対応により、震災復興のみならず、自然災害等の予期せぬ環境変化に即した信用供与に取り組んでまいります。

ウ．営業店拠点機能の維持・強化と機能の見直し

当信用組合では、地震・津波及び原発事故による深刻な被害を受け、震災発生以前の 19 店舗体制から、4 店舗を統廃合し、現在は 15 店舗体制となっております。統廃合店舗に配置していた職員の基幹店舗等への再配置や、研修等による渉外及び窓口職員の営業力強化等を進め、お客様との直接の窓口となる営業店機能の維持・強化に努めてまいりました。

今後も、国や県の地域再生に向けた取組みと歩調を合わせ、被災地の現状と、復興ステージの進捗状況に鑑みた店舗毎の特性も考慮し、お取引先の利便性向上や復興の実現に向け、必要に応じて店舗戦略の見直しを行ってまいります。

エ．復興・創生に向けた商品の開発と提供

当信用組合は、震災発生直後から緊急生活資金の取扱いを開始し、その後の復興再生期間においては、復興支援資金や再生・再建資金など、復興の進捗状況に応じて変化するニーズを的確に捉えた新たな商品を提供するとともに、震災以後に繰り返し発生する自然災害により被災した事業者及び個人に対する融資商品の提供も行ってまいりました。

今後も、相次ぐ自然災害を含む予期せぬ事態の影響により多様化する課題・ニーズを的確に捉え、事業者及び個人に対する融資商品の提供を機動的に行ってまいります。

オ. 経営者交流会「うるしの実クラブ」の運営

当クラブは、地元企業の経営者と当信用組合が交流を深め、互いに協力することで新たなイノベーションを起こし、地域社会の持続的な成長を図りながら、会員が大きく飛躍することを目的に発足した経営交流会です。

活動の一つとして、会員相互の事業の活性化、業況拡大・好転を目的としたビジネスマッチング交流会や、いわき市との共催による、主に首都圏在住の企業OBを中心とした専門人材、大手企業の現役世代で高度なスキルを有する副業人材、市内の就労移行支援事業者からの派遣人材、外国人技能実習生の人材と地域で人材不足及び働き手不足の課題を抱える事業者をマッチングさせる「ダイバーシティ人材のマッチング交流会」を開催しております。また、若手経営者や後継者を対象とした「次世代経営の会」セミナーの開催、福島職業能力開発促進センターとの共催で生産性向上と業務効率化を目的にした「生産性向上支援訓練セミナー」の開催等を通して、当信用組合と連携する行政を含む多様なネットワークを活かした「学びの場の提供」を重点的に取り組んでおります。

今後も、震災復興・地域経済の活性化に資するべく、営業地域におけるビジネスマッチング交流会の定期開催に加え、広域的な販路拡大に向けた機会創出など、お取引先のニーズを踏まえた支援施策を実施してまいります。

カ. 外部機関との連携

お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、公認会計士等の専門家と協働して対応しているほか、様々な外部機関との連携による知見の活用を図ってまいります。

また、抜本的な財務内容の改善が必要なお取引先につきましては「福島産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」と協議しながら、債権売却を含めた事業再生支援を実施してまいりました。両機構の債権買取り受付は終了しておりますが、2026年3月末時点における「福島産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の活用状況について、支援決定済または買取済の先は13先となっております。

【福島産業復興機構・株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用実績】

(2026年3月末時点)

持込み先	支援決定済又は 買取済	本年度持込み見込み	
		うち機構と相談中	うち機構と買取等 向け協議・調整中

福島産業復興機構	4	-	-	-
株式会社東日本大震災 事業者再生支援機構	9	-	-	-
合計	13	-	-	-

キ. 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理への対応

個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請については、2026年3月末まで計8件（すべて旧個人版私的整理ガイドラインに基づく実績であり、住宅ローン5件、消費者ローン3件）の相談を受け、そのうち3件について弁済計画案が成立しております（残り5件は同ガイドラインの適用になりませんでした）。同ガイドラインは、2021年3月31日をもって終了しておりますが、2021年4月から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」にもとづき、定期的な訪問活動等によりお客さまの状況把握に引き続き努めるとともに、取引内容や状況を最大限に考慮したうえで、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン委員会や弁護士・税理士等と連携し、債務整理の相談・申出に対し適切な対応を図ってまいります。

③ 地方創生に資する地方公共団体並びに外部機関との連携

いわき市及び広野町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議、専門家会議の委員として常勤理事、支店長が選任され、地域金融機関の立場から当信用組合が取り組んでいる創業支援等の紹介や地方創生に向けた提言を行ってまいりました。策定された創生総合戦略の実施段階においても、当信用組合が取り組む創業支援等の施策との連携強化を図ってまいりました。

また、ポストコロナを見据え、当信用組合が代表機関となり、地域の中小企業診断士事務所や社会保険労務士法人等とともに浜通り全体の中小企業・小規模事業者の面的支援の実行・実践のため、相双五城信用組合（本店：相馬市）を構成機関とする中小企業庁認定の事業者支援の連携体「磐城国地域振興プラットフォーム」を2022年5月に設立しました。

加えて、同年9月には、さらなる支援強化を推し進めるため、日本政策金融公庫いわき支店並びに福島支店が連携機関に加わりました。

今後も、国の中小企業支援策に関する情報発信、あるいは各種セミナーやクラウドファンディングを利用した販路拡大支援など様々な取り組みを進め、お取引先のニーズを踏まえた本業支援、金融支援を実施してまいります。

④ 日本銀行の「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」へ

の参加

当信用組合では、全信組連を通じて日本銀行による「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」に参加し、被災者の資金需要等に円滑に応じられるよう、潤沢な手元資金を確保できる態勢を構築しております。

（４）その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ア．創業又は新事業の開拓に対する支援

当信用組合は、顧問契約を締結している中小企業診断士等が、事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする創業・新事業支援資金（商品名「フロンティア」）を提供しております。また、創業・新事業を志す人材の発掘・育成を通じて起業家輩出を後押しすることにより地域経済活性化に資する目的で、2013年に『第1期いわしん創業塾』を開講しております。加えて、2016年8月には、いわき市より「認定連携創業支援事業者」に選任され、2017年からは「いわき市特定創業支援事業」として、いわき市と連携し『磐城国地域振興・創業塾』と名称を変更して開催しております。

また、コロナ禍において開催した創業・起業を希望する方向けの「創業塾」では、会場及びオンラインでの受講方法を併用したことで、参加者が多数に上り好評を得ることができました。

今後も、出来る限り多くの創業・起業予定者に広くビジネスについて学んでもいただけるよう、会場及びオンラインでの受講を併用した創業塾や各種セミナー開催を企画、検討してまいります。

イ．クラウドファンディングの活用

当信用組合は2016年2月、地域に特化した購入型クラウドファンディングサイト「F A A V O（ファーブ）」のエリアオーナーとして「F A A V O磐城国（いわきのくに）」を開設し、相双五城信用組合（本店：相馬市）らエリアパートナーとともに地域密着型クラウドファンディングとして運営してまいりました。運営会社の統合により、「クラウドファンディング磐城国」（キャンプファイアー）と名称を変え、2020年8月からは、いわき市、いわき商工会議所、いわき産学官ネットワーク協会との連携によるコロナ対策企画「企業ひと技 応援ファンド」を立ち上げました。

しかしながら、一連の不祥事件公表に伴い、12月に㈱CAMPFIREとのパートナー契約が解除となり、当信用組合が管理運営していた「クラウドファンディング磐城国」が廃止となりました。また、上記に伴い、「企業ひと技

応援ファンド」事業からも脱退となりました。

今後は、全国信用協同組合連合会と㈱CAMPFIREが業務提携し㈱毎日新聞社が推進するMOTTAINAIキャンペーンに賛同したクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用し、地域の事業者の魅力を全国に発信する等、社会課題を解決する取組みを支援していく方針です。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援にかかる機能の強化のための方策

アフターコロナ、人材不足、物価・人件費高騰など厳しい環境に置かれている中小規模の事業者が抱える経営問題は時々刻々と変化していることから、事業再建や経営改善に向けた多種多様な金融支援が求められていると認識しており、顧問契約を締結している中小企業診断士等2名の専門家による常設の専門家相談会の実施に取り組んでおります。

また、外部支援機関の専門家派遣を活用した事業再生・再構築、経営改善に向け、当面の運転資金のほか、財務内容改善をはじめとする経営改革や改善計画についての提案・助言等を積極的に実施しております。

③ 早期の事業再生に資する方策

ア. 事業再生への支援

当信用組合は、日々の営業活動の中で財務情報等による定量面の状況把握と定期的なモニタリングによる定性面の実態把握により、お取引先の経営環境に合った支援態勢を協議し支援に向けた対応を実施してまいりました。

今後も、定期的な訪問活動等によりお客さまの状況把握に努め、復興・創生支援にかかる専担部署である事業支援部等と営業店とが連携して経営改善計画の策定を支援するとともに、継続性のある本業支援に取り組んでまいります。

イ. 外部機関との連携

当信用組合は、お取引先の状況を総合的に勘案したうえで、事業再生計画策定に関する助言・相談など、中小企業診断士、税理士、弁護士等の各種専門家と協働して対応しているほか、各外部機関との連携により外部専門家の活用を図ってまいりました。

今後も、行政や政府系金融機関、地元商工会等多様な外部機関との連携を活かした専門家派遣を基軸にした事業者支援やお客さまそれぞれに合った課題解決に資する特徴的な金融仲介の実践を推し進め、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

ウ．販路拡大等に向けての対応

当信用組合は、震災からの復興・創生並びに地域経済の活性化に資するべく、営業地域におけるビジネスマッチング交流会を定期的に開催し、取引先のニーズを踏まえた機会・創出を支援してまいりました。また、営業地区外における新たな販路等の確保に向け、「しんくみ食のビジネスマッチング展」をはじめとした信用組合のネットワークを通じた商談会等への出店支援、通販サイトへの出品斡旋等広域的な販路拡大を支援してまいりました。

今後ともこれらの取組みを継続して、取引先のニーズを踏まえた機会創出を支援してまいります。

④ 事業承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

当信用組合の営業エリアにおいても経営者の高齢化が進んでいることから、事業承継は大きな経営課題の一つとなっており、また、東日本大震災に加え、コロナ禍を契機に、事業承継に関する支援ニーズは拡大しているものと思われます。

このため、中小企業庁の「事業承継診断書」を用いた実態調査を行うとともに、それぞれの実情に合わせて、親族内承継を計画する事業者を対象とした常設の専門家相談をはじめ、M&Aのマッチングを行う「福島県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公的機関や、M&A仲介プラットフォーム、人材紹介、結婚相手の紹介を展開する民間企業など、様々な外部機関との連携強化を図っております。

今後は、事業承継に係る連携協定を締結している株式会社日本政策金融公庫いわき支店との協調融資商品の推進とともに、後継者不在のお取引先へのアプローチ手段として、同公庫の事業承継マッチング支援の枠組みを活用するなど、事業承継にかかる支援メニューの充実を図ってまいります。

第3 全信組連による優先出資の引受にかかる事項

全信組連が引き受けている当信用組合の優先出資の状況は以下のとおりです。

1. 種 類	社債型非累積的永久優先出資
2. 申込期日（払込日）	2012 年 1 月 18 日（水）
3. 発行価額 非資本組入額	1 口につき 10,000 円（額面金額 1 口 500 円） 1 口につき 5,000 円
4. 発行総額	20,000 百万円

5. 発行口数	2,000,000 口
6. 配 当 率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト ただし、日本円T I B O R（12 ヶ月物）又は8%のうちいずれか低い方を上限とする。
7. 累積条項	非累積的
8. 参加条項	非参加
9. 残余財産の分配	残余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。 ① 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。 ② 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する（当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。）。 ③ 前①及び②の分配を行った後、なお残余があるときは、払込済みの普通出資の口数に応じて按分して組合員に分配する。 ④ 残余財産の額が前①及び②により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該残余財産の額をその有する口数に応じて分配する。

第4 収益の見通し

本強化計画では、日本銀行の金利政策見直しに伴う市場金利の動向も踏まえ、本強化計画に基づく施策を着実に実施し、収益改善への取組みを進めております。

2026 年 3 月期決算においては、市場金利上昇に伴う変動金利融資の利息収入増加や人件費等の経費減少といった増益要因があった一方で、預金利息の増加に加え借入金利息の増加等の影響が上回る結果となりました。

また、一連の不祥事件により判明した反社関連債権の処理費用を含めた与信コスト増加を主因とした費用の増加に加え、不祥事件調査費用・民事訴訟費用等の一時的な費用の計上等の影響もあり、2 期連続の赤字となりました。

2027 年 3 月期以降の決算につきましては、本強化計画に基づく施策を着実に実施することで地域とともに発展し、収益力の強化、収益の積上げを着実に進めてまいります。

【収益の見通し】

【単位:百万円】

	2024/3	2025/3	2026/3	2027/3	2028/3	2029/3	2030/3
	実績	実績	実績	計画	計画	計画	計画
業務粗利益	2,443	2,692	2,063	2,089	2,519	2,461	2,430
資金利益	2,822	2,786	2,051	2,030	2,444	2,376	2,335
役務取引等利益	48	65	△9	39	55	65	75
その他業務利益	△428	△161	21	20	20	20	20
経費	1,961	1,982	1,853	1,775	1,755	1,735	1,725
コア業務純益	917	885	209	314	764	726	705
不良債権処理額	404	3,143	3,487	250	300	300	300
経常利益	230	△2,430	△3,310	69	474	436	415
特別損益	△3	△198	△337	△4	△4	△4	△4
当期純利益	214	△2,756	△3,652	61	466	428	407
利益剰余金	4,348	△346	△3,652	61	527	955	1,362

第5 剰余金の処分の方針

当信用組合は、地域に根差した協同組織金融機関として、お取引先の皆様からお預かりした出資金を基盤に信用組合事業を運営し、これらにより生じた利益剰余金により内部留保の充実に努め、健全性を維持するとともに、配当金をお支払いしてまいりました。

しかしながら、2025年3月期および2026年3月期決算において、2024年11月に公表した一連の不祥事件にかかる損失額の計上等により、極めて遺憾ながら2期連続の無配となりました。

今後、質の高い金融サービスの提供等により每期安定した収益を確保して早期の復配を実現させ、優先出資の返済財源を着実に積み上げてまいります。

また、今回の一連の不祥事件につきましては、本来被災地域の復興に向けられるべき国からの資本使途について、疑念を持たれかねないものでございました。その為、2026年度を目途に優先出資を一部返済し、残額につきましては利益剰余金を積み上げることにより、早期返済を目指してまいります。

《当期純利益、利益剰余金の見通し》

【単位:百万円】

	2024/3期 実績	2025/3期 実績	2026/3期 実績	2027/3期 計画	2028/3期 計画	2029/3期 計画
当期純利益	214	△ 2,756	△ 3,652	61	466	428
利益剰余金	4,348	△ 346	△ 3,652	61	527	955
その他剰余金	3,761	△ 966	△ 3,652	61	521	902

	2030/3期 計画	2031/3期 計画	2032/3期 計画	2033/3期 計画	2034/3期 計画	2035/3期 計画
当期純利益	407	962	969	977	979	981
利益剰余金	1,361	2,323	3,292	4,024	4,758	5,493
その他剰余金	1,266	2,187	3,060	3,695	4,331	4,968

	2036/3期 計画	2037/3期 計画	2038/3期 計画	2039/3期 計画	2040/3期 計画	2041/3期 計画
当期純利益	799	795	797	798	799	800
利益剰余金	6,047	6,597	7,147	7,700	8,254	8,809
その他剰余金	5,424	5,894	6,365	6,838	7,312	7,787

	2042/3期 計画	2043/3期 計画	2044/3期 計画	2045/3期 計画	2046/3期 計画	2047/3期 計画
当期純利益	801	797	869	868	857	861
利益剰余金	9,364	9,916	10,539	11,161	11,773	12,388
その他剰余金	8,262	8,734	9,277	9,813	10,338	10,867

	2048/3期 計画	2049/3期 計画	2050/3期 計画
当期純利益	864	593	
利益剰余金	13,007	13,354	
その他剰余金	11,400	11,661	

第6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための 方策の進捗状況

(1) 経営管理にかかる体制及び今後の方針

① ガバナンス態勢

当信用組合では、一連の不祥事件を踏まえ、2025年6月に経営陣の刷新と理事定数の見直し（理事定数8以上11名以内から6以上9名以内に変更）を実施いたしました。なお、常勤理事には全信組連より常務理事（コンプライアンス部門等担当）を招聘し、非常勤理事には新たに有識者2名（公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）を招聘して4名体制に増員しており、経営の透明化と適切

なガバナンス態勢の再構築・強化を図っております。なお、全信組連から招聘した常務理事は、2026 年 5 月 22 日付で一身上の都合により辞任しましたが、当信用組合に対する全信組連の組織的な人的支援体制を堅持する方針に変更はなく、今後も切れ目なく役員派遣を継続していく予定としております。

常勤理事 4 名と非常勤理事 4 名で構成する理事会を業務執行に関する重要事項を決定する最高意思決定機関とし、常勤監事 1 名と非常勤監事 2 名（弁護士、司法書士）も理事会に出席して適宜意見するなど、理事会及び執行部（常勤理事）に対する経営監視・牽制の強化に努めております。

また、常勤役員、執行役員及び本部部長で構成する常務会を毎週開催し、日常的な業務執行を担っております。さらに、常勤役員、執行役員及び本部部長で構成する経営戦略会議を定期的で開催し、経営管理態勢の強化を図っております。

理事会では、「コンプライアンス管理規程」や「リスク管理基本方針」、「統合的リスク管理基本方針」、「自己資本管理方針」を制定し、その重要性について支店長会議や役職員大会等、機会あるごとに理事長ほか常勤役員から全役職員にメッセージを発信、周知徹底することで、透明性のある業務運営と適切な経営管理態勢の確保、役職員の法令等遵守に対する意識向上に努めております。

これまでの経営トップによるトップダウン体制が再び構築されることを防止するため、業務運営に係る重要事案は、執行部、常勤監事、執行役員、本部部長が出席する常務会で報告・審議のうえ、理事会に上程する態勢を厳守しております。常務会では、執行役員や本部部長にも自由闊達に意見してもらう等、より深度のある議論を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に上程することを徹底しております。

また、理事会による執行部への監督・牽制、監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、執行部による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会（弁護士、公認会計士、地域の有識者で構成）を設置しております。これまで 2025 年 9 月 30 日、2026 年 1 月 8 日、2026 年 3 月 26 日の 3 回委員会を開催して、指導や提言をいただいております。

加えて、経営監視委員会の委員には監事会を傍聴いただいております。これまでの実績は下表の通りとなっております。

監事会開催日	大野委員長	松本委員
令和 7 年 10 月 17 日	—	○
令和 7 年 11 月 28 日	○	—
令和 7 年 12 月 18 日	○	—

令和8年1月23日	○	—
令和8年2月27日	—	—
令和8年3月27日	○	○
令和8年4月24日	—	○
令和8年5月22日	○	—
令和8年6月11日	○	○

なお、全職員が経営理念を日常活動の指針として活用するよう、クレド（お客様との約束7か条）を策定し、全役職員が経営理念に沿って行動するよう努めております。

お客様との約束7か条

1. 私たちは、明るい笑顔と心に届く元気な挨拶でお客様をお迎えします。
2. 私たちは、いつもお客様への思いやりと感謝の気持ちを忘れずに、誠実な対応をします。
3. 私たちは、常にお客様のことを第一に考え、わかりやすい言葉で親切・丁寧に、おもてなしの心で対応をします。
4. 私たちは、お客様からのご相談・ご要望にはスピーディーにお応えします。
5. 私たちは、お客様が気軽に立ち寄れ、何でも相談しやすい店舗づくりをします。
6. 私たちは、お客様との絆やコミュニケーションを大切にし、一人ひとりがお客様に感動を与えられる職員になります。
7. 私たちは、チャレンジ精神を忘れず、また慣習や前例にとらわれることなく、何事にも積極的に取り組みます。

② 内部監査

当信用組合では、内部監査部署である監査部を理事長直属の組織として設置し、監査の独立性を確保しております。また、常勤監事との定期的なミーティングを行い、その内容をもとに都度理事長へ報告し業務上の問題点の洗い出しや改善への対策を話し合うなどして、理事長及び監事と業務上の問題点を迅速に共有できる体制を整えています。

監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」の見直しを実施し、内部監査の最適化、内部監査態勢における課題等を捉えて監査機能の実効性の確保のため、内部監査態勢の改善・強化をいたしました。これまで以上に、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適

切性・有効性の検証評価及び改善事項の提言・勧告を通じて不正過誤を防止し、業務運営の健全性の確保に取り組んでまいります。

一連の不祥事件に係る第三者委員会や特別調査委員会の指摘及び提言を受け、これまでの内部監査態勢においては、不祥事件の再発防止への有効性は十分ではなかったと認識しております。このため、一連の不祥事件の再発防止の観点から、監査部による監査を抜き打ちかつ変則的に設定、実施頻度についても各部店の所管業務に内在する各種リスク等を評価検証したうえで実施するほか、企業風土の改善に向けて人間関係を含む職場環境や所属長等のマネジメント力（部下の評価等）も検証し、必要に応じて常勤監事と連携し、効果的かつ有効的な監査を実施してまいります。

また、2025 年度より、印章・オペレーションカードの適切な保管・管理指導、防犯カメラ映像の検証、A T M、金庫、貸金庫、夜間金庫に係る業務の適切性の検証を常勤監事帯同のもと、監査部が前年度本監査のフォロー監査として実施したほか、監査対象部店の職員に対して不祥事件等に関するアンケートを実施しております。

加えて、監査部及びコンプライアンス統括部においては、令和 7 年 12 月より令和 8 年 3 月末迄に「一連の不祥事件に関するヒアリング調査」を、現職員のうち対象者 131 名に対し実施いたしました。令和 7 年 12 月 19 日に提訴した民事訴訟の今後の展開や、刑事告訴に係る立証活動においても重要な証拠となりうるため、当該結果については弁護士と適宜共有しつつアドバイスも受けながら対応いたしました。

調査の結果、現職員において何らかの形で一連の不祥事件等に関与したことを確認した職員 25 名（当時支店長であった嘱託職員を含む）に対し、令和 8 年 4 月 30 日付で就業規則に基づく処分を実施いたしました。上記のほか、職員 30 名については、関与度合いや、当時の役職（権限の有無、非管理職層など）を斟酌し、理事長による訓戒（就業規則の懲戒処分に該当しない）といたしました。

内部監査態勢については、有効性の更なる向上に向け、全信組連の指導・助言も受けつつ、今後は常勤監事及び監事会との監査結果等の情報共有及び連携を強化し、不祥事件の再発防止だけではなく、企業風土の改善に向けた各部店での進捗状況及び実態把握に努め、以下の見直し等を実施し改善してまいります。

- ① 監査部監査の実施時期・実施頻度の見直し
- ② 監査部監査の監査内容及び監査方法の見直し
- ③ 内部監査態勢の改善・強化の検証
- ④ 営業担当者の事務に対する検証強化（事務管理部等との連携）
- ⑤ 各部店の自主検査及び現金精査の見直し

⑥ 強制職場離脱制度の所管部署の見直し（監査部から総務部に変更）

③ 強化計画の進捗管理

強化計画につきましては、主管部署である総合企画部が進捗状況を取りまとめのうえ常務会に報告し、常務会において一元的に管理しております。

また、強化計画に掲げる施策への取組みが不十分な場合には、常務会において施策の進捗状況の評価・検証を行い、原因究明と改善策を検討・協議のうえ、その改善策を実行に移すなど実効性の確保に努めております。

（２）業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

① 内部監査体制

当信用組合では、理事の業務執行の適切性を確保するために常勤監事１名、非常勤監事１名、員外監事１名を選任しており、各種会議や常務会・理事会に出席して、適宜所見を述べるとともに、必要な提言や勧告等を行っております。

また、監事会の開催のほか、今後、常勤監事による部店への臨店監査に非常勤監事及び員外監事が同行するなど、監事間の連携強化を図っております。さらに常勤監事は、当信用組合の内部管理部門である監査部による監査にも同行するなど、監査部とも連携して業務執行の適切性を検証し、その結果を理事会へ報告し、業務執行上の問題点の改善に努めております。

これまでの常勤監事による監査部監査の同行実績は下表の通りです。

実施日	対象店舗	内容
令和７年７月２３日	江名支店	フォロー監査/意見交換会
令和７年７月２４日	好間支店	フォロー監査/意見交換会
令和８年２月４日	塩屋崎支店	フォロー監査/意見交換会
令和８年２月１７日	郷ヶ丘支店	フォロー監査/意見交換会
令和８年２月１９日	内郷支店	フォロー監査/意見交換会
令和８年３月５日	平支店（本庁前支店）	フォロー監査/意見交換会
令和８年３月１１日	本店営業部	フォロー監査/意見交換会
令和８年３月１７日	玉川支店	フォロー監査/意見交換会
令和８年４月２１日	勿来支店	現金検査/職員ヒアリング
令和８年４月２２日	泉支店	現金検査/職員ヒアリング

② 外部監査体制

強化計画の進捗状況の管理・監督、経営戦略や基本方針についての客観的な立場からの評価・助言を受け、経営の客観性・透明性を高めるため、全信組連の経営指導を定期的に受けるとともに、全信組連の全国信用組合監査機構による監査を定期的に受監しております。

さらに当信用組合は、東北監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人と当信用組合との議論の内容については、理事長以下の常勤理事及び常勤監事が適宜確認・検証し、必要に応じて同監査法人と深度ある議論を行っております。

（３）与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びにこれらに対する今後の方針

① 信用リスク管理

当信用組合では、融資審査に関する基本的行動指針である「クレジットポリシー」を制定するとともに、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底や審査態勢の充実、与信先モニタリング等により信用リスクの軽減に努めております。関連先を含めた与信残高が、正常先２億円以上、要注意先及び破綻懸念先１億円以上の先について、「大口与信状況表」を作成し、本部所管部署（融資部）において、債務者の状況、今後の見通し等について四半期ごとに検証したうえで常務会に報告しております。また、組合内の連携、情報の共有等を通じた総括的な与信管理を行うことを目的に２０２１年３月には「与信管理委員会」を立ち上げ、信用リスク管理態勢の強化を図っています。

業種別管理については、貸出残高状況を四半期ごとに融資部で分析をしたうえで、半年ごとに常務会に報告し、特定業種への与信集中防止に努めております。さらに、特定の取引先・企業グループへの与信が集中することにより、過大な損失が発生するリスクを回避するため、与信リミット（最高限度）を一社及び企業グループを併せ原則１０億円と定めて管理しているほか、関連取引先の実態把握を詳細に行い企業グルーピングの強化を図るなど、与信リスク低減に努めております。

２０２５年６月に発足した新経営体制においては、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」に則り、厳正な信用リスク管理を徹底いたします。また、今後の融資案件の取扱いにあたっては、融資審査ルールを遵守し厳正な審査を行い、特に大口融資案件（融資申込額１億円以上）については、常務会の審議決定を経て、理事会に上程、理事会では、専門知見のある非常勤理事、企業経営者である非常勤理事を交えた審議を厳正に行い、その可否を決定しております。

また、自己査定の対象先にかかる抽出基準について、これまで総与信額に基づ

く査定対象は、総与信額 50 百万円以上（総与信額 50 百万円未満は簡易査定を実施）となっておりましたが、第三者委員会の調査報告書において、同基準は当信用組合の業容・収益水準を鑑みると合理性を欠いているとの指摘を踏まえ、自己査定の対象を 25 百万円以上に変更（2025 年 3 月末自己査定より実施済）いたしました。今後も、諸規程に則った、厳正な信用リスク管理を徹底するとともに、全信組連の指導・助言も受けつつ管理態勢の検証・見直しを行ってまいります。

② 市場リスク管理

当信用組合では、市場リスクの適切な管理と検証を行っていくために、「市場リスク管理規程」を定めております。また、余裕資金の効率的かつ安全な運用を図るための「余裕資金運用規程」を定め、全信組連定期預金を中心に安全性を重視した運用を行っております。

また、リスク管理部署（総合企画部）によるモニタリングを実施し、その結果については、ALM委員会を通じて常務会及び理事会へ報告することで、経営陣が適切に評価・判断できる体制を整えるとともに、マーケット環境の変化による時価が大きく変動した場合への備えとして、ロスカットルールやストレステストなどを設けております。

さらに組織運営体制においては、フロント（経理部）、ミドル（総合企画部）、バック（経理部）の役割が明確化され定期的なチェックや報告も実施されていますが、本来的なリスク管理牽制機能を発揮するため、ミドル部門におけるリスク管理（リスク量の計測等）・牽制機能の強化・人材育成などを課題として対応しております。

今後も、規程に沿った運用に努めるとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図るなど、引き続き市場リスク管理の徹底に取り組んでまいります。

③ 流動性リスク管理

当信用組合では、直面する流動性リスクを適切に管理していくための「流動性リスク管理方針・規程」を策定し、日次で資金の動きをモニタリングする体制としております。

これにより、資金面で重大な動きがある場合には、速やかに担当理事を通じて理事長に報告するなど迅速な対応をとる体制を構築しております。また、流動性資金の状況については、即時に対応できるよう、常勤役員、執行役員、本部部長間において毎日情報を共有しております。

なお、一連の不祥事件の影響により預金の減少がみられたことから、流動性管理に万全を期して対応しております。

④ オペレーショナル・リスク管理

当信用組合では、オペレーショナル・リスクの総合的な管理の重要性に鑑み、事務・システム・法務などの各リスクに分類し、各種リスクの特性や統制の有効性などに応じた個別の管理を行っていくことにより、全体のリスク管理の適正性を確保しながら、当該リスクの発生防止と発生時における想定損失額を極小化することで、お客さまからの信用・信頼を高め、経営の維持・安定を図っております。

具体的には、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクに分類し、各リスクについて、所管部署を定めております。

また、金融機関の業務においては、軽微な事務ミス等であっても、不祥事件の発端となりうることを職員に改めて理解させ、事務ミスが発生した際には速やかに事務管理部へ報告することを徹底しております。報告を受けた事務管理部は、事務ミス等の原因分析を行ったうえで再発防止策を立案し、各部店への周知徹底を行っております。

⑤ 情報開示の充実

当信用組合は、相互扶助を理念とする地域密着型の金融機関として、社会的使命と公共性の自覚と責任を持ち、常に健全経営に努めております。一連の不祥事件については、お客様、組合員の皆様、地域の皆様に改めて謝罪するとともに、地域の住民や法人であるお取引先や組合員の皆様に対し、特性や独自性を発揮している当信用組合への理解をより深めていただき、また、経営の透明性を確保するためにも、迅速かつ充実した経営情報を開示し、日々、積極的な営業活動に前向きに取り組むことで、地域金融機関としての信頼回復に努めているところでございます。

今後とも、従来と同様、ディスクロージャー誌につきましては、決算期ごとに法令で定められた開示項目以外にも、経営理念、経営方針、役職員の行動方針「私たちいわしんの宣言」、リスク管理態勢、コンプライアンス管理態勢の状況をはじめ、地域経済発展や地域社会への貢献に関する情報（中小企業の経営改善や創業支援等の地域活性化、ボランティア活動他）等を分かりやすく伝えられるように作成し、窓口に備え置くほか、当信用組合のホームページ上でも公開いたします。また、9月期においても経営内容に関するレポートを作成し、窓口に備え置き情報開示しております。

なお、2025年11月に策定した業務改善計画の履行状況（反社会的勢力遮断への取り組みプランを含む）につきましても、当信用組合のホームページに定期的

に掲載し、不祥事件の再発防止にかかる取組みの進捗を組合員並びにお客様に報告することで、経営体制の透明化に努めております。

(4) 不祥事件等を防ぐための全組合的な法令等遵守態勢の確立に向けた方針

① 理事長による経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの定期的発信

理事長より、経営改革、不祥事件の再発防止、ハラスメントの根絶に向けた決意等のメッセージを 2025 年 6 月 28 日に実施した役職員大会において発信いたしました。また、その後も支店長会議等の社内ミーティング時にもメッセージを発信しておりますが、東北財務局検査での指摘事項、新たに判明した不祥事件、特別調査委員会の調査結果も踏まえ、全職員に向けた経営改革、法令等遵守態勢の再構築に向けた強いメッセージを発信してまいります。

② コンプライアンス推進態勢の強化

従来、監査部に内包されていたコンプライアンス推進機能の強化を図るため、2025 年 6 月にコンプライアンス統括部を独立させ新設いたしました。同部は、全信組連から招聘した常勤理事の所管とし、組織内でのコンプライアンス推進を牽引しております。

コンプライアンスにかかる内部態勢の管理・検証にあたっては各部店（一次部門）、コンプライアンス統括部（二次部門）、監査部（三次部門）による「3 線管理体制」を構築することで、牽制機能の強化を図っております。

③ コンプライアンスプログラム、反社会的勢力対応に関連する規程等の見直し

コンプライアンスプログラムについては、上部団体からの指導・助言も踏まえて過年度までの内容を見直し、新たに「令和 8 年度コンプライアンスプログラム」を策定しました。

反社会的勢力対応に関連する規程等については、役職員の理解力向上と正しい判断力を育成できるよう実践的な内容に見直しました。

④ 全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）

コンプライアンスマインド向上に向けたこれまでの取組みは十分ではなかったとの認識の下、不正の兆候に対するリスク感度を高める等、コンプライアンスに対して全組合的に取り組むため、2025 年 6 月に新設したコンプライアンス統括部および総務部が主体となり、以下の取組みを実施しております。

- ❶ 役職員の階層別のコンプライアンス教育プログラムの設定
- ❷ 各部店単位でのコンプライアンス勉強会の実施
- ❸ 一般社団法人全国信用組合中央協会（全信中協）主催の研修受講
- ❹ 役職員のコンプライアンスマインドのモニタリング（理解度確認）
- ❺ 役職員のコンプライアンスマインドの醸成状況の人事考課への反映
- ❻ 法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

このうち、一般社団法人全国信用組合中央協会（全信中協）主催の研修については、2026 年 2 月 26 日に、信用組合の経営者向けコンプライアンス研修を受講いたしました。

また、法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修は、全役職員を対象に、2025 年 11 月から 2026 年 1 月にかけて、1 人あたり 5 日間のカリキュラム（うち休日集合研修 2 回開催）で、外部専門家を講師とする集中研修を実施いたしました。

⑤ 役職員が不祥事件等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築

当信用組合の内部通報・相談窓口については、コンプライアンス統括部担当役員（全信組連出身の常勤理事）を新たに任命したほか、全信中協が設置している信用組合役職員向けの公益通報等相談窓口の利用も周知し、役職員がより安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制を構築いたしました。

また、当信用組合と利害関係のない法律事務所を窓口とする外部通報制度を 2025 年 12 月に構築し、相談や不正および反社に関する情報に関して、役職員が心理的安全性を確保したうえで通報できる体制を整備いたしました。

⑥ 企業風土の再構築

旧経営陣における異常な上意下達文化の根絶、役職員の心理的安全性確保、風通しの良い職場環境の構築のために、下記事項について検討・実施しております。こうした取組みにより、役職員が安心してお客様本位の業務運営を行えるよう努めることで、地域金融機関として求められる金融仲介機能を十分に果たしてまいります。

- ❶ 理事長と職員（階層別又は部店別）による座談会（双方向の意見交換会）の

定期開催

- ② 所属長による所属職員への 1 on 1 ミーティングの定期実施
- ③ 外部業者を活用した法令等遵守に係る無記名アンケートの実施
- ④ 経営陣との匿名式チャットミーティングの継続開催（職場への不満やその改善策の提案等を直接聞く）
- ⑤ 部下に対する業績達成等に向けた不適切な圧力・プレッシャー等の禁止徹底

このうち、理事長と職員（階層別又は部店別）による座談会（双方向の意見交換会）は、2026 年 5 月に実施しました。

（５）反社会的勢力等の排除に対する今後の方針

① 反社会的勢力等との取引解消

当信用組合は、反社会的勢力等との取引遮断にあたり、警察当局、暴力追放運動推進センターおよび企業防衛対策協議会などの外部機関をはじめ、民事介入暴力対策に対応する法律事務所と契約し、弁護士と緊密に連携して取引解消を進めております。

また、取引上において、反社会的勢力等からの恐喝や不当要求などの行為が発生した際に、機動的に法的措置を行える態勢を構築すべく、民事介入暴力事案の専門性が高い法律事務所と顧問契約を締結いたしました。そして、反社会的勢力の属性情報や反社会的勢力と認定すべき者による不当行為に関する情報を、役職員が躊躇なく速やかに報告や相談を行えるための通報窓口として同事務所を指定いたしました。

② 反社会的勢力等との取引の未然防止

反社会的勢力等との一切の関係遮断を基本方針として定め、組合内外に明確に表明し、役職員に対して対応の徹底を命ずるとともに、お取引先や地域社会に対して宣言し、金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。

一連の不祥事件により、当信用組合における反社チェック態勢の強化および改善が急務であると認識し、反社チェックに関して、具体的な手順や照会方法を示したルールを策定し規程化しました。

また職員による反社チェック能力の平準化を進め、反社チェック態勢の強化と意識向上を図る一方で、既存の反社チェックシステムに加えて、新たなチェックツールの導入により検証事務の堅確性を確保し、判断の厳格化を図り、審査態勢を強化いたしました。

③ 取組み状況の発信

反社会的勢力の遮断への取組み状況につきましては、当信用組合のホームページに随時公表し、組合員並びにお客様、地域の皆様などに広く発信しております。

（６）資本参加制度の趣旨を踏まえた公的資金の有効活用に対する今後の方針

当信用組合は、不正融資や法令違反等、金融機能強化法（震災特例）による資本参加制度の趣旨に違ふ重大な不祥事件を二度と発生させないようにするため、上記のガバナンス態勢の確立やコンプライアンスマインドの醸成、反社会的勢力等の排除等、健全な経営体制を構築するための取組みを確実に実行してまいります。そのうえで、本来の資本参加制度の趣旨に沿って公的資金を有効に活用し、当信用組合の強みである地域に根ざした特徴的な金融仲介機能を継続的に果たしてまいります。

以 上